

証券コード 6972
平成30年11月19日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8 番11号

エルナー 株 式 会 社

代表取締役 望 月 明 彦
社 長

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年12月3日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年12月4日（火曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目4番地
新横浜プリンスホテル 3階「ファンタジア」

3. 会議の目的事項 決 議 事 項

- 第1号議案 当社と太陽誘電株式会社との株式交換契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

次の事項については、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.elna.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

株主総会参考書類の以下の事項

・第1号議案の「太陽誘電株式会社の定款」および「太陽誘電株式会社の最終事業年度（平成30年3月期）に係る計算書類等の内容」

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.elna.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 当社と太陽誘電株式会社との株式交換契約承認の件

当社および太陽誘電株式会社（以下、「太陽誘電」といいます。）は、2018年9月28日開催の両社の取締役会において、太陽誘電を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。つきましては、本株式交換契約の承認をお願いしたいと存じます。

なお、本株式交換は、太陽誘電については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに行い、当社については、本総会において承認を受けた上で、2019年1月1日を効力発生日として行うことを予定しています。

また、当社の普通株式は、本株式交換の効力発生日に先立ち、上場廃止（最終売買日は2018年12月25日）となる予定です。

I. 本株式交換を行う理由

当社および太陽誘電は、2014年11月に資本業務提携契約を締結し、今後成長が見込まれる自動車、産業機器、環境エネルギー市場に向けた電気二重層コンデンサやリチウムイオンキャパシタの生産や資材調達協力、技術・生産ノウハウの共有化、相互協力による販売拡大などにおいて協力し、市場競争力の向上と事業拡大に取り組んでまいりました。

その後、当社は、2017年12月期連結会計年度末日において、独占禁止法関連損失399百万円を特別損失に計上した影響などを背景に、906百万円の債務超過となりました。その後当社は、資本金性の資金調達による早期の債務超過解消を図るため、2018年4月3日付で太陽誘電を割当先とした約50億円の第三者割当増資を実施し、同社の連結子会社となるとともに、債務超過を解消いたしました。

しかしながら、当社を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続き、当社は2018年12月期第1四半期において連結決算で2,457百万円の特別損失を計上するなどした結果、2018年12月期第2四半期連結会計期間末日時点での純資産額が271百万円となりました。今後、追加の課徴金や米国およびカナダで提起されているクラスアクション（集団訴訟）に係る民事訴訟における訴訟費用等の発生の可能性があることなども鑑みると、さらなる抜本的な資本政策を実施しない場合、2018

年12月期連結会計年度においても債務超過となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当し、上場廃止となることが現実的に想定される状況にあります。仮に上場廃止に至った場合には、当社の信用不安が顕在化し、太陽誘電との間の資本業務提携に基づくこれまでのシナジーをも十分に享受できなくなる可能性が懸念されます。そこで当社としては、太陽誘電と協議のうえ、本株式交換を行うことに合意したものであります。

当社としては、太陽誘電の完全子会社となり、同社との関係性を強めることができれば、取引先からの信用がより一層強化され、長期的かつ安定的な取引関係の構築が可能になるほか、同一グループ内での全体最適かつ迅速な意思決定や取引先販路及び事業ノウハウの迅速な共有ができ、さらには製品企画力や販売力の向上が可能になるといったメリットが得られるものと考えております。また本株式交換の実施により、当社の株主は、太陽誘電の株主となることにより、当社を含めた太陽誘電グループ全体の企業価値向上の利益を享受できることになると考えております。

II. 本株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は、以下のとおりであります。

株式交換契約書（写）

太陽誘電株式会社（以下「甲」という。）及びエルナー株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部（但し、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）を取得するものとする。

第2条 （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

（1）甲（株式交換完全親会社）

商号：太陽誘電株式会社

住所：東京都中央区京橋二丁目7番19号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：エルナー株式会社

住所：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8 番11号

第 3 条 （株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に0.25を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式0.25株を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に割り当てられるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第 4 条 （甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 資本金 | 0 円 |
| (2) 資本準備金 | 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額 |
| (3) 利益準備金 | 0 円 |

第 5 条 （乙の新株予約権の取扱い）

乙は、基準時まで、乙の発行している新株予約権の全部を無償で取得の上、これを消却する。

第 6 条 （乙の自己株式の取扱い）

乙は、基準時において乙が所有している自己株式（会社法第785条第 1 項に定める、本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を、第 7 条に規定する効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時に消却する。

第7条 （効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2019年1月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議して合意の上、これを変更することができる。

第8条 （本契約の承認に係る株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本契約に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求めるものとする。

第9条 （会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議して合意の上、これを行う。

第10条 （剰余金の配当）

1. 甲は、2018年9月30日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり10円、総額1,300,000,000円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日以降、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第11条 （定款の変更）

乙は、第8条第2項に定める乙の株主総会において、2018年12月31日までに本契約が効力を失っていないこと及び本株式交換が中止されていないことを条件として、乙の定時株主総会の基準日に関する定款規定（本契約締結日における乙の定款第12条）を、2018年12月31日付で削除する旨の定款変更に関する決議を求める

ものとする。

第12条 （本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- （1）第8条第1項但書に基づき本契約に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、第8条第1項但書に定める甲の株主総会において本契約の承認が得られなかった場合
- （2）効力発生日の前日までに、第8条第2項に定める乙の株主総会において本契約の承認が得られなかった場合
- （3）効力発生日の前日までに、第11条に定める乙の株主総会において定款変更の承認が得られなかった場合
- （4）次条に従い本契約が解除された場合

第13条 （株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、（i）甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、（ii）本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合等本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議して合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の2018年5月31日付株主総会決議に基づく乙の普通株式の併合が効力を生じなかった場合には、本契約を解除することができる。

第14条 （準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議して合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年 9月28日

甲：東京都中央区京橋二丁目 7 番19号
太陽誘電株式会社
代表取締役社長 登坂 正一 ㊞

乙：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8 番11号
エルナー株式会社
代表取締役社長 望月 明彦 ㊞

Ⅲ. 交換対価の相当性に関する事項

1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	太陽誘電 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.025(株式併合前)
		0.250(株式併合後)
本株式交換により 交付する株式数	太陽誘電普通株式：1,306,334株(予定)	

(注1) 当社による株式併合

当社は、2018年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様が所有されている株式について、10株につき1株の割合で併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行いました。

(注2) 株式の割当比率

当社の本株式併合後の普通株式1株に対して、太陽誘電の普通株式0.250株（以下、「本株式交換比率」といいます。）を割当交付します。ただし、太陽誘電が保有する当社の普通株式91,924,000株（2018年6月30日現在）については、本株式交換による株式の割当てを行いません。

(注3) 本株式交換により割当交付する株式数

太陽誘電は、本株式交換に際して、本株式交換により太陽誘電が当社の発行済株式（ただし、太陽誘電が保有する当社の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、太陽誘電を除きます。）に対し、その保

有する本株式併合の効力発生後の当社普通株式の合計数に0.250を乗じた太陽誘電普通株式1,306,334株（予定）を割当交付いたしますが、交付する太陽誘電普通株式は太陽誘電が保有する自己株式（2018年6月30日現在2,632,328株）から充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、当社が当該決議時点で保有する自己株式及び基準時までには保有することとなる全ての自己株式の全部を消却する予定です。

（注4）単元未満株式の取扱い

本株式交換により、太陽誘電の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。太陽誘電の単元未満株式を保有する株主の皆様につきましては、取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第192条第1項の規定に基づき、太陽誘電に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することが可能です。単元未満株式の買い増し制度は実施しておりません。

（注5）1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、太陽誘電の1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、太陽誘電普通株式1株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭を交付します。

（2）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換比率の算定にあたって公平性・妥当性を確保するため、太陽誘電及び当社はそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、太陽誘電はSMBC日興証券株式会社（以下、「SMBC日興証券」といいます。）を、当社は株式会社AGSコンサルティング（以下、「AGSコンサルティング」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

太陽誘電及び当社は、それぞれの第三者算定機関より提出を受けた株式交換比率に関する算定結果等を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ね、各々慎重に検討しました。また当社においては後述の第三者委員会の答申書も踏まえて慎重に検討を行いました。その結果、太陽誘電及び当社は、本株式交換比率は当社の株主の

皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更されることがあります。

②算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

SMBC日興証券及びAGSコンサルティングは、いずれも太陽誘電及び当社から独立しており、太陽誘電及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係は有しません。

(ii) 算定の概要

SMBC日興証券は、太陽誘電については、同社の普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（2018年9月27日を算定基準日として、算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を採用して算定をいたしました。

当社については、同社の普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（2018年9月27日を算定基準日として、算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、DCF法を採用して算定いたしました。

各評価方法による太陽誘電の普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果（株式併合後）
市場株価法	0.300～0.350
DCF法	0.198～0.391

SMBC日興証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、太陽誘電、当社及びそれらの関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の

分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または算定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。SMBC日興証券の株式交換比率の算定は、2018年9月27日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社の事業計画については、同社の経営陣より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。また、SMBC日興証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、SMBC日興証券がDCF法による算定の前提とした当社より受領した当社の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2018年12月期において、独占禁止法関連の課徴金や弁護士費用による約31億円の特別損失の影響等により、約43億円の当期純損失となることを見込んでおります。また、2019年12月期においては、同様の独占禁止法関連の損失の減少に加え、売上高増加及び利益率改善を背景に、当期純損失は約6億円まで改善することを見込んでおります。加えて、2020年12月期においては、引き続き売上高の増加と利益率改善が見込まれる中、独占禁止法関連の支払い終了により、当期純利益は約9億円まで改善することを見込んでおります。

なお、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

他方、AGSコンサルティングは、太陽誘電については、同社の普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（2018年9月27日を基準日として、基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を採用いたしました。

当社については、同社の普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（2018年9月27日を基準日として、基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用いたしました。

各評価方法による太陽誘電の普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果（株式併合後）
市場株価法	0.300～0.350
DCF法	0.160～0.287

AGSコンサルティングは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、太陽誘電、当社及びそれらの関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または算定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。AGSコンサルティングの株式交換比率の算定は、2018年9月27日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社の事業計画については、同社の経営陣より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

DCF法では、当社から提供された2018年12月期から2021年12月期までの事業計画、直近までの業績動向、一般に公表された情報等の諸要素を考慮した財務予想を基に、当社が将来において生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引くことによって企業価値や株式価値の評価をしております。具体的には割引率を5.93%～6.93%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し永久成長率を0%として評価し、株式交換比率のレンジを0.160～0.287として算定しております。

なお、AGSコンサルティングがDCF法による算定の前提とした当社の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2018年12月期において、独占禁止法関連の課徴金や弁護士費用による約31億円の特別損失の影響等により、約43億円の当期純損失となることを見込んでおります。また、2019年12月期においては、同様の独占禁止法関連の損失の減少に加え、売上高増加及び利益率改善を背景に、当期純損失は約6億円まで改善することを見込んでおります。加えて、2020年12月期においては、引き続き売上高の増加と利益率改善が見込まれる中、独占禁止法関連の支払い終了により、当期純利益は約9億円まで改善することを見込んでおります。

なお、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

太陽誘電及び当社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社となる太陽誘電の普通株式を選択いたしました。太陽誘電の普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場しており、本株式交換後においても引き続き流動性が確保されていること、また、本株式交換の実施により、当社の少数株主は、太陽誘電の株主

となることにより、本株式交換による当社を含めた太陽誘電グループ全体の企業価値向上の利益を享受できることから、上記の選択は適切であると判断しております。

3. 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

(1) 公正性を担保するための措置

①独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

太陽誘電は、太陽誘電及び当社から独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券を選定し、2018年9月27日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。当社は、太陽誘電及び当社から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングを選定し、2018年9月27日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。両算定書の概要については、上記1. (2) ② (ii) 「算定の概要」をご参照ください。

②独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして太陽誘電はTMI総合法律事務所を、当社は阿部・井窪・片山法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、TMI総合法律事務所及び阿部・井窪・片山法律事務所は、いずれも太陽誘電及び当社から独立しており、それぞれとの間で重要な利害関係を有しません。

(2) 利益相反を回避するための措置

①当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

当社は、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、支配株主である太陽誘電との間で利害関係を有しない、当社の独立した社外取締役である樋口収氏及び社外監査役である加藤幸人氏、並びに太陽誘電及び当社と利害関係を有しない外部の有識者である弁護士柴田堅太郎氏（柴田・中田・鈴木法律事務所）の3名によって構成される第三者委員会（以下、「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(i) 本株式交換の目的は正当か、(ii) 本株式交換における株式交換比率その他の条件は相当か、(iii) 本株式交換における交渉過程その他の手続は公正か、及び、(iv) (i) から (iii) を踏まえ、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。

第三者委員会は、上記諮問事項の検討に当たり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社及び太陽誘電の本株式交換についての考え方、

当社の事業内容、業績、企業価値の内容、財務状況及び本株式交換に替わる施策の可能性を含めた本株式交換を前提としない場合の企業継続に関する見通し、並びに株式交換比率を含む本株式交換の条件の交渉経緯及び決定プロセスについての説明を受け、また、AGSコンサルティングから本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。

第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料等を前提として、本株式交換を行うとの決議を当社の取締役会が行うことは当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の答申書を、2018年9月27日付で、当社の取締役会に提出しております。

②当社における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、望月明彦氏は、太陽誘電を退社してから5年以内の太陽誘電出身者であり、福田智光氏は太陽誘電の上席執行役員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、当社の取締役会の本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、当社の立場で太陽誘電との本株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社の取締役会5名のうち、上記望月明彦氏及び福田智光氏を除く3名の全員一致により承認可決されており、かつ、かかる議案の審議には、当社の監査役3名の全員が出席し、その全員が、本株式交換を行うことにつき異義がない旨の意見を述べております。

4. 太陽誘電の資本金及び準備金の額に関する定め の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加すべき太陽誘電の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。かかる内容は、太陽誘電の資本の状況その他の諸事情を総合的に勘案したうえで決定されたものであり、相当であると判断しております。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条に従い太陽誘電が別途定める額
- (3) 利益準備金 0円

IV. 交換対価について参考となるべき事項

1. 株式交換完全親会社の定款の定め

太陽誘電の定款は、当社のWebサイト (<http://www.elna.co.jp>) においてご覧いただけます。

2. 交換対価の換価の方法に関する事項

(1) 交換対価を取引する市場

太陽誘電の普通株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

(2) 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

太陽誘電の普通株式は、全国の各金融商品取扱業者において取引の媒介、取次ぎ等を行っております。

(3) 交換対価の譲渡その他の処分に制限の内容

該当事項はありません。

3. 交換対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項

太陽誘電の普通株式の最新の市場価格等については、日本取引所グループのウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

4. 太陽誘電の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

太陽誘電は、過去5年間のいずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

V. 株式交換に係る新株予約権の定め の相当性に関する事項

該当事項はありません。

VI. 計算書類等に関する事項

1. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

太陽誘電の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、当社のWebサイト (<http://www.elna.co.jp>) においてご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(転換社債型新株予約権付社債の繰上償還)

太陽誘電が2014年1月27日に発行した2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下、「本社債」といいます。）について、2018年6月28日付で本社債の社債要項に定める120%コールオプション条項の条件が充足されたため、同日付で残存する本社債の全部をその額面金額の100%で繰上償還する権利が発生いたしました。太陽誘電は、当該権利を行使し、残存する本社

債の全部を繰上償還することを決定いたしました。なお、繰上償還期日である2018年8月6日までに、2019年3月期第1四半期連結会計期間末において残存する本社債20,035百万円（帳簿価額）が全て株式に転換されました。

①繰上償還する銘柄

太陽誘電株式会社

2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

②繰上償還対象総額

残存する本社債の全部

2018年6月30日現在の残存額20,000百万円（額面）

③繰上償還期日

2018年8月6日

④繰上償還金額

本社債の額面金額の100%

⑤償還による支払利息の年間減少見込額

本社債には利息が付されていないため、減少見込額はありません。

（転換社債型新株予約権付社債に付されている新株予約権の権利行使）

2019年3月期第1四半期連結会計期間終了後、2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付されている新株予約権の全てについて権利行使がありました。その内容は次のとおりです。

①資本金の増加額	10,017百万円
②資本準備金の増加額	10,017百万円
③増加した株式の種類及び株数	普通株式9,737千株

2. 株式交換完全子会社についての事項

- （1）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①欧州競争法違反行為の制裁金

当社は、欧州における電解コンデンサの販売に関して欧州競争法に違反の疑いがあるとして、欧州委員会（European Commission）の調査を受け、以降同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、同委員会は、2018年3月21日（ブリュッセル時間）に、欧州競争法違反行為があったとして、当社に対して18,162,000ユーロ（2,370百万円）の制裁金の支払を課することを決定し、正式通知を2018年3月23日（ブリュッセル時間）に受領しました。

当社は、2018年12月期第1四半期決算において、上記制裁金を特別損失の独占禁止法関連損失に計上のうえ、2018年12月期第2四半期において支払いを行いました。

②当社の吸収分割契約による組織再編

当社及び当社の完全子会社であったエルナーブリントッドサーキット株式会社（以下、「EPC」といいます）は、2018年2月22日付で締結した2種類の吸収分割契約に基づき、（i）当社にて運営するプリント回路事業の販売部門及び滋賀不動産に関する資産債務を、当社が分割会社となりEPCに承継させる吸収分割、及び、（ii）EPCにて運営する白河工場に係る資産債務及びエルナー松本株式会社の株式及び貸付金を、EPCが分割会社となり当社に承継させる吸収分割を、それぞれ2018年4月2日付で行いました。

③EPCの増資及びそれに伴う連結子会社の異動を伴うグループ内の組織再編

EPCは、2018年2月22日開催の取締役会において、GLOBAL BRANDS MANUFACTURE LIMITED（以下、「GBM」といいます）を引受先とする第三者割当増資を行うことを決議し、当社は、同日開催の取締役会においてこれを承認しました。これにより、当社の出資比率は100%から30%となり、EPCは当社の連結子会社から持分法適用関連会社となりました。なお、EPCの子会社であるELNA PCB(M) SDN. BHD. は当社の関係会社ではなくなりました。

④当社の第三者割当増資

当社は、2018年2月26日開催の取締役会において、太陽誘電を引受先とする第三者割当増資を行うことを決議しました。その後当該増資が行われたことにより、太陽誘電の持株比率は22.30%から63.75%となり、太陽誘電は当社の親会社となりました。

⑤有価証券報告書の訂正報告書の提出

当社は、2017年12月期個別決算において、プリント配線板事業の合弁事業化を目的とした連結子会社の異動を伴うグループ内の組織再編に伴い発生する投融资の評価に関わる損失として、特別損失の事業再編損失に1,014百万円を計上しておりましたが、その後追加で1,791百万円の損失を計上する必要があることが判明しましたので、2018年5月11日付で、2017年12月期（第82期）の有価証券報告書の上記箇所について訂正する訂正報告書を関東財務局に提出しました。

なお、当社の連結決算の訂正はありません。

⑥補償金の支払い

当社は、プリント配線板事業の合併化を目的としたグループ内の組織再編及び連結子会社の異動を伴うEPCによる第三者割当増資を2018年4月2日に行いましたが、この組織再編においてEPCの増資引受を行ったGBMとの株式引受契約上の約定に基づく補償金の額が決定したことから、2018年12月期第2四半期決算の個別決算において特別損失に650百万円計上のうえ、支払いを行いました。なお、連結決算においては持分変動差額と相殺されるため、当社の連結決算に与える影響はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

I. 変更の理由

本株式交換実施後、当社の株主は太陽誘電のみとなります。それに伴い本株式交換実施後は当社定款における基準日の定めが不要となるため、これを廃止するものであります。

なお、本議案に係る定款一部変更は、2018年12月31日までに本株式交換契約が効力を失っていないこと及び本株式交換が中止されていないことを条件とし、同日付で効力を生じるものとします。

II. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第11条（条文省略）	第1条～第11条（現行通り）
<u>第12条（定時株主総会の基準日）</u> 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(削除)
第 <u>13</u> 条～第 <u>41</u> 条（条文省略）	第 <u>12</u> 条～第 <u>40</u> 条（現行通り）

以 上

会 場 ご 案 内 図

会 場 新横浜プリンスホテル3階「ファンタジア」
横浜市港北区新横浜三丁目4番地
電話 045(471)1111

もよりの駅 JR（新幹線・横浜線）新横浜駅より徒歩2分
横浜市営地下鉄新横浜駅3番出口より徒歩2分

会場付近略図

